

公益 社団法人 全国ビルメンテナンス協会
研究表彰規程

平成 21 年 1 月 21 日制定

平成 22 年 3 月 25 日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、ビルメンテナンス業及びビルメンテナンス関連業を営む企業における調査研究活動を促進することを目的とした表彰制度について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別)

第 2 条 表彰の種別は、「ビルメンテナンス研究発表賞」及び「ビルメンテナンス事例発表賞」とする。

(表彰の対象)

第 3 条 表彰は、ビルメンテナンス業及びビルメンテナンス関連業を営む企業に所属する個人もしくは職場団体等の組織が行っているビルメンテナンスの学術・技術の進歩に寄与する調査研究活動であって、過去 2 年以内に完成し、その成果を公的機関・非営利機関等において口頭もしくは誌面発表した研究論文・事例報告等の調査研究業績を対象とする。

第 2 章 応 募

(応募の条件)

第 4 条 応募者は、次の各号に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) ビルメンテナンス業及びビルメンテナンス関連業を営む企業に所属する個人もしくは組織
- (2) この規程に定める「ビルメンテナンス研究発表賞」及び「ビルメンテナンス事例発表賞」を過去 3 年以内に受賞していないこと。
- (3) 応募時点で、当該業績が他の団体の表彰を受けていないこと。ただし、日本環境管理学会大会の「ビルメンテナンスの現場から」並びに当協会及び当協会連携会員（都道府県ビルメンテナンス協会）が主催する口頭もしくは誌面における発表に対する表彰はこの限りではない。

(応募の方法)

第 5 条 応募者は、次の各号に掲げる書類を、協会事務局に、所定の期日までに提出するものとする。

- (1) 所定の申込書
- (2) 発表した研究論文・事例報告等のコピー
- 2 審査の必要上、更に詳細な書類の提出を求められることがある。
- 3 書類の作成に要する経費については、応募者の負担とする。

第3章 選考方法

(委員会)

第6条 選考は、協会の調査研究委員会のもとに設置する「研究発表表彰選考委員会」(以下「選考委員会」という)が行う。

(選考方法)

第7条 選考方法の詳細は、選考委員会で定めるとともに、公表する。

(受賞者)

第8条 選考の対象は、第1章第3条に定める、研究論文・事例報告等の業績とするが、賞を受けるものは、その業績を中心的に推し進めた個人もしくは組織とする。

第4章 表彰

(表彰件数)

第9条 表彰件数は、種別ごとに次の各号による。

- (1) 最優秀賞 1名
- (2) 優秀賞 若干名

(表彰)

第10条 表彰は、次の各号による。

- (1) 表彰は、協会の会長名で行う。
- (2) 表彰は、賞状と賞金の授与により行う。
- (3) 表彰式は、協会の総会の席上で行う。

第5章 附則

第11条 この規程の改廃は、調査研究委員会の議を経た後、協会の理事会において決定する。

第12条 この規程は、平成21年1月21日から施行する。
この規程は、平成22年3月25日から改正施行する。